

造林木（素材）買受誓約書

売渡人北海道木材産業協同組合連合会（以下「甲」という。）が国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下「丙」という。）から受託を受けて販売する造林木（素材）の買受について、次の条項を熟知し入札をすることとし、落札者となった場合には条項について承諾したことを誓約します。

年 月 日

買受人（乙）

住 所

氏 名

Ⓜ

（売買代金の納付方法及び期限）

第1条 乙は、甲より売買代金の請求があったときは、甲の指定する方法により、指定した期限までに完納しなければならない。

（所有権の移転）

第2条 売買物件の所有権の移転の時期は、第1条に定める売買代金が甲に完納された時乙に移転するものとする。

（売買物件の）標示等）

第3条 売買物件は、販売公告に表示した区域内に集積された素材とする。

（売買物件の引渡）

第4条 甲は、売買代金が完納されたときに、引渡しは完了したものとみなす。

（危険負担）

第5条 所有権が移転した時から天災その他不可抗力など、甲の責めに帰することができない事由により、売買物件が滅失し又は損傷した時の損害は、乙の負担とする。

（かし担保責任）

第6条 乙は、甲より売買代金の請求があった後、売買物件の樹種及び数量の異動又は物件に隠れた傷がある場合においても、甲に対し異議を申し立てることが出来ないものとする。

（権利の譲渡）

第7条 乙は、この誓約書によって生ずる権利、義務を第3者に売却又は譲渡し、継承させてはならない。

（引き渡し前の作業禁止）

第8条 乙は、売買物件について搬出等の作業を行う場合は、第4条の引渡しを受けた後でなければこれを行ってはならない。

（売買物件搬出等の義務）

第9条 乙は、売買物件を搬出期間内に分収造林地外に搬出しなければならない。

2 乙は、売買物件を搬出するに当たり、搬出に必要な経費については、乙の負担によ

り措置するものとする。

(搬出期限の延長)

第 10 条 乙は、やむを得ない事由により搬出期限内に売買物件の搬出が終わらないときは、事由を付して搬出期限満了前（5 日以上）に、その期間の延長を甲に申し出て、その承認を得なければならない。ただし、天災その他不可抗力に依るときは、その搬出期間経過後においても申し出ることができる。

2 前項の期間延長は、延期が数回にわたる場合でも丙の承認が無ければ延長は認められないものとする。

3 乙は、搬出期間延長の承認を受けようとする場合は、丙が定める金額を支払うものとする。ただし、丙が認めた場合は、この限りではない。

(造林木の保護)

第 11 条 乙は、分収造林地内の立木については、これを損傷してはならない。ただし、丙が植栽した樹木以外の除伐対象木であって、搬出等の支障となるものは、丙の承認を得たうえで、これを伐倒することができるものとする。

2 乙は、分収造林地内の立木に損傷を与えたときは、速やかに甲及び丙に届け出てその指示を得なければならない。

3 売買区域内及び売買区域外で、売買物件の搬出に支障となる立木の販売については、別途販売協議を行うこととし、丙の承認を得た後でなければ当該立木を伐倒、搬出することはできないものとする。

(損害賠償)

第 12 条 乙は、売買物件の搬出に当たり、分収造林地及び丙の施設等に損害を与えたときは、丙の指示するところにより、その損害賠償金を納付しなければならない。その場合において乙の使用人、代理人及び請負人が加えた損害についても、乙がこの責任を負うものとする。

2 乙は、売買物件の搬出等に当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の責任及び負担においてこれを解決するものとし、甲及び丙は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(作業開始及び完了の届出)

第 13 条 乙は、売買物件の搬出を開始する前及び終わったときは、遅滞なくその旨を甲及び土地所有者に書面等により報告するものとする。なお、終了したときには、書面に加え現地の写真を添付して提出するものとする。

(跡地検査の立会)

第 14 条 乙は、甲が実施する跡地検査に立会を求められたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 甲は、やむを得ず乙が跡地検査に立合わないときは、甲のみで検査を行うことができるものとする。この場合において、乙はその結果について異議を申し立てることはできないものとする。

(搬出未済物件の処置)

第 15 条 前条の跡地検査により、搬出未済のものがあることを確認したときは乙がその所有権を放棄したものとみなし、当該搬出未済物件は丙に帰属するものとする。この

場合において、丙に損害があるときは、乙は丙の指示するところによりその損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除したことにより生ずる乙の損害については、これを一切負担しないものとする。

- (1) 乙が第 1 条に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が第 9 条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当したとき。
 - ① 以下の契約の相手方として不適当な者に該当したとき
 - ・ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は 役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代 表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - ・ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - ・ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - ② 契約の相手方として不適当な行為をする者に該当したとき
 - ・ 暴力的な要求行為をする者
 - ・ 法的に責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ・ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - ・ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - ・ その他前各号に準ずる行為を行う者

(契約解除による違約金)

第 17 条 前条の規定により契約を解除された場合は、乙が甲に納入した契約保証金は甲に帰属するものとする。

2 契約保証金が免除されているときは売買代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(施設等の設置)

第 18 条 乙は、売買物件の搬出等のため分収造林地内に施設等を設置する必要があるときは、甲又は丙の承認を受けなければならない。ただし、頭書に指定したものについては、この限りではない。

2 乙が設置した分収造林地内の施設等は、その使用を終わり、又は契約の解除があつ

たときは、乙は、甲又は丙の指定する期間内に収去し、土地を原状回復しなければならない。ただし、特別の定めをしたとき、又は丙の承認を受けたときは、この限りでない。

- 3 乙は、前項に規定する義務を怠ったため丙に損害を与えたときは、丙の指定するところによりその損害を賠償しなければならない。
- 4 第2項の指定期間内に収去しない施設等は、乙がその所有権を放棄したものとみなし丙に帰属するものとする。なお、未収去施設等の処分等未収去施設等に関し丙に損害が生じたときは、乙は、丙の指定するところによりその損害を賠償しなければならない。

第19条 丙は、天災その他不可抗力により、丙の施設等及び前条に基づき乙が設置した施設等が損傷したときは、本売買物件の搬出等に当たり、当該施設等の復旧の義務を負わない。

- 2 乙は、天災その他不可抗力により、前項の施設等が損傷し売買物件の搬出等ができない状況となったときは、甲及び丙の承認を得たうえで乙の負担により施設等の修繕を行うことができるものとする。
- 3 乙は、前項の規定する義務を怠ったため甲及び丙に損害又は分収造林事業に支障等を与えたときは、甲及び丙の指示するところによりその損害を賠償又は復旧等しなければならない。

(林地等の保全)

第20条 乙は、売買物件の搬出に当たり、特に林地保全、河川汚濁防止等に努めなければならない。

- 2 甲及び丙は、林地保全、河川汚濁の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置をとることを求めることができるものとする。

(丙の施設等の使用)

第21条 乙は、売買物件の搬出等に当たり丙の施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する施設等の修繕、跡地の整備等に関し、丙の指示に従わなければならない。

(第三者の施設等の使用)

第22条 乙は、売買物件の搬出等に当たり第三者が設置した施設等を使用するときは、搬出に使用する車両、使用する設等に修繕、跡地の整備等に関し、当該施設等の管理者の指示に従わなければならない。

(搬出跡地の整備等)

第23条 乙は、甲の施設等を使用した場合は、売買物件の搬出後、原状に復さなければならない。ただし、特別の定めをしたとき、又は甲又は丙の承認を受けたときは、この限りではない。

(法令の遵守等)

第24条 乙は、売買物件の搬出等に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令、道路交通法令、森林法その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 乙は、搬出作業中の事故、山林火災等が発生したときは、必要な措置を行い、速やかに甲及び丙に連絡を行うものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第 25 条 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、売買代金の 10 分の 1 に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払はなければならない。

- (1) 契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。次号において「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（独占禁止法第 8 条第 1 項又は第 2 項に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 1 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合も含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 条の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(延滞金)

第 26 条 乙は、乙から甲へ支払うべき債務について納付期限までに納付しないときは、当該未納金に対し、この契約に別段の定めのある場合のほか、納付期限の翌日から納付の日までの日数につき年 5 パーセントの割合で計算した金額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(契約外の事項)

第 27 条 この誓約書に定めがない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第 28 条 この誓約書に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、甲乙の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。